

広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービスに関する覚書 (案)

広島市（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、次のとおり広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービスに関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

本覚書は広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービスを適正に実施するために必要な事項を定めるものである。

（実施期間）

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、実施期間内において運営に支障がなかった場合は、本市の申出により、実施期間を1年間更新できる。

（事業内容）

「仕様書」のとおり。

（実施場所）

「仕様書別紙 実施施設一覧」のとおり。

（利用料金）

利用金額は、1か月定額 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、料金の改訂が必要となった場合は事前に甲と乙で協議する。

（請求及び支払）

利用料金の支払（還付を含む。）については、乙とサービスの利用者の間で行い、甲は関与しない。

(紙おむつ及びおしりふき(以下、「紙おむつ等」という。)の規格)

種類	サイズ	タイプ	銘柄
紙おむつ			
おしりふき			

(紙おむつ等の所有者)

紙おむつ等は、 が所有するものとする。

(災害時の紙おむつ等の使用について)

災害時は、 の場合、 に対して紙おむつ等を使用することができる。

(遵守事項)

乙は、事業を実施するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

(解除権)

甲は、乙が事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、直ちに本覚書を解除することができる。

(守秘義務)

乙は、事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本覚書の期間終了後及び解除後も、同様とする。

乙は、事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して、これを定める。

上記事業について、甲と乙は、各々の対等な対場における合意に基づいて、公正な覚書を締結する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙